

## 2-5.高濃度PCB廃棄物の設置箇所・判別方法について

### 安定器発見事例

- ・照明更新の際に発見された。

照明をLED照明に切り替える際に発見されることがあります。

- ・照明器具内に残っているのが発見された。

直管LEDランプに交換している場合、器具内に古い安定器がそのまま残っていることがあります。



器具内に古い安定器が残っている例

- ・天井裏や壁際から発見された。

安定器が天井裏や工場等の壁際に設置されている場合、見逃すことがあるので注意が必要です。

- ・建屋工事の際に発見された。

施設耐震工事の際に発見されることがあります。

- ・エレベーターから発見された。

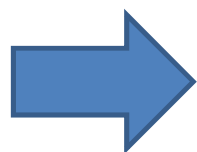
エレベーター照明にも安定器は使われています。



工場等の壁際に設置されている例

**建物由来で探す**ことが重要です。

建物を建築した時期が**昭和52年（1977年）3月以前**の場合は、安定器にPCBが含まれている可能性がありますので、調査の参考にしてください。



建築時に設置されたPCB含有安定器の1部が交換されずに残っている例もありますので、十分注意の上、調査をしてください。

### 3 . 手続きの流れ



保管者様

JESCO

登録申請

機器登録\* (3kg以上のトランス類・コンデンサ類、PCB油類) 又は  
搬入荷姿登録 (安定器、3kg未満の小型電気機器、感圧複写紙、ウエス等)

\*ご使用中でも登録可能

登録確認書の送付

処理契約手続きのご連絡

登録受付

軽減申請

中小企業者等軽減制度申請 (対象となられる方のみ)

中小企業者等軽減制度 審査結果の通知 (対象となられる方のみ)

\*軽減制度の適用の可否については、当社及び(独)環境再生保全機構が審査を行います。

受付

結果通知

処理契約

処理委託契約\*

契約締結

処理委託契約

処理契約

\*JESCOが準備、送付します。

運搬契約

収集運搬委託契約\*

収集運搬事業者

\*お客様が直接ご契約

御請求書

請求

お支払

ご入金

入金確認

搬出

運搬

搬入

中間処理完了「マニフェストD票・E票」送付

処分

処理委託にあたっては、PCB特措法の届出とは別に、**JESCOへの登録が必要**です。

トランス類・コンデンサ類  
(共に3kg以上)など

### 機器等登録

PCB機器等登録申込書(総括表)  
PCB機器等調査票  
保管場所、PCB機器等の写真  
を弊社登録担当までご郵送下さい。

「機器等登録」は、**ご使用中でも登録可能**です。機器の詳細が不明でも受付可能ですので、まずは登録をお願いします。

**使用中は感電の恐れがあり大変危険です。**  
**電気主任技術者等の指示・指導等に従って下さい。**

安定器、感圧複写紙、ウエス、  
小型電気機器(3kg未満)、その他汚染物など

### 搬入荷姿登録

搬入可能な容器(ドラム缶又はペール缶)に  
保管の上、  
搬入荷姿登録申込書(総括表)  
搬入荷姿登録調査票  
保管場所、状況、重量実測風景の写真  
を弊社登録担当までご郵送下さい。

「搬入荷姿登録」が難しい場合には、「予備登録」も可能です(契約までに「搬入荷姿登録」への移行が必要)。**使用中の安定器等でも予備登録は可能**ですので、まずは登録をお願いします。

# 5-1. 中小企業者等の軽減制度について

## 1. 概要

中小企業者等に該当する保管事業者のPCB廃棄物処理費用を軽減。申請に基づき、独立行政法人環境再生保全機構が運用するPCB廃棄物処理基金からの助成金及び国からの国庫補助金による費用負担軽減措置を適用。

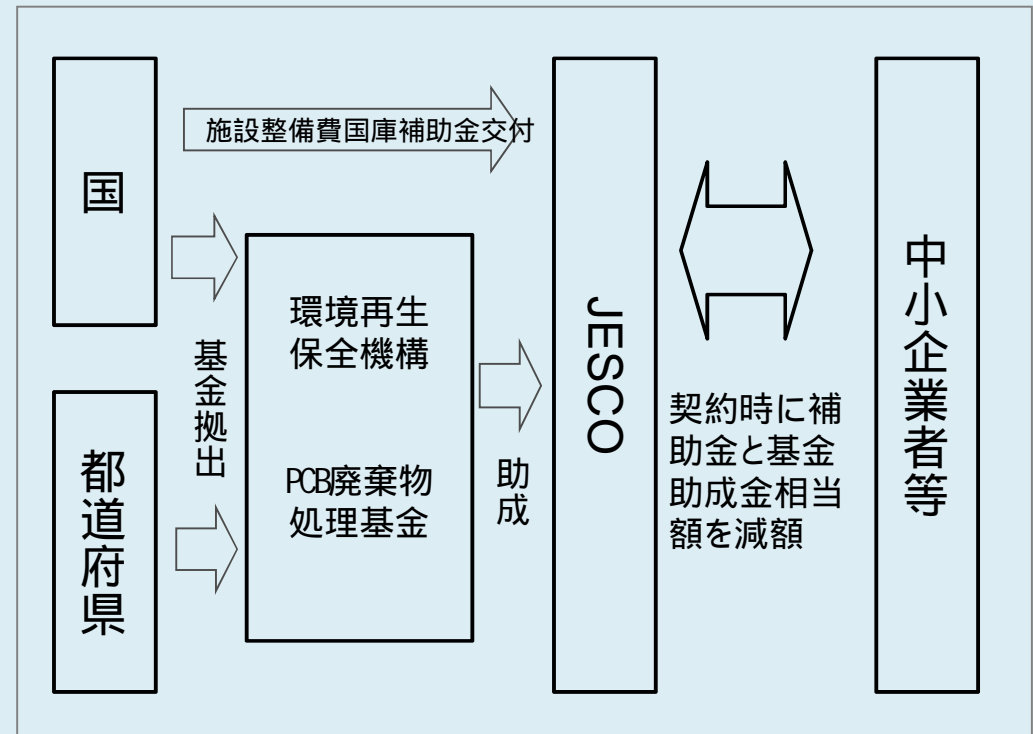
## 2. 対象PCB廃棄物

- トランス類
- コンデンサ類
- PCB油
- 安定器等・汚染物
- 保管容器

## 3. 軽減率（平成26年4月より改定）

会社 個人事業主 中小企業団体等 法人 (従業員数が100名以下)	➔	処理料金の <b>70%軽減</b>
個人 破産手続中の法人	➔	処理料金の <b>95%軽減</b>

早期登録(5%軽減)と併用できる。



### 軽減制度の対象となる方

処理委託契約の締結時において、(1)～(6)のいずれかに該当していること。

#### (1) 次表において業種ごとにA又はBの基準を満たす会社

ただし、大企業者(下の表において、A、Bの基準をいずれも超えている会社)が保有する株式数又は出資額が、貴社の発行済株式総数又は出資の総額の1/2以上を占めている会社(みなし大企業者)

は大企業者としてみなされ、対象外となります。また、みなし大企業者による貴社の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係\*がないこと。貴社と大企業者との相互間の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係\*がないことも条件となります。

\*完全支配関係とは発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式又は出資を除く。)の全部を直接又は間接に保有する関係をいいます。

主たる業種	A 資本金又は出資の総額	B 常時使用する従業員数
製造業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
その他	3億円以下	300人以下

### (2) 前表において業種ごとにBの基準を満たす個人事業主

### (3) 次の中小企業団体等

- ・ 中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会）
- ・ 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員の2 / 3以上が(1)のいずれかに該当する者であるもの（農業協同組合、漁業協同組合等）

### (4) 法人

常時使用する従業員の数が100人以下の法人。  
会社、中小企業団体を除く

### (5) 個人

- ・ 事業者が解散又は事業の廃止により事業者でなくなった後に交付の対象となるPCB廃棄物を保管することとなった個人
- ・ 何らかの理由で、PCB廃棄物を保管することとなった個人（個人事業主を除く）

### (6) 破産手続き中の法人

お問い合わせ先 中間貯蔵・環境安全事業(株) PCB処理営業部「中小軽減窓口」

TEL：（フリーダイヤル） 0120-808-534

〒105-0014 東京都港区芝1-7-17 住友不動産芝ビル3号館3階

## 6 . 処理委託契約について

お客様と弊社との間で、処理委託契約を締結します。

トランス類、コンデンサ類については、改正PCB特別措置法により、原則として、大阪事業エリア（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）においては、**平成32年度末**までに処分を委託することが義務づけられました。

安定器等・汚染物については、同様に、大阪事業エリア（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）においては、**平成32年度末**までに処分を委託することが義務づけられました。

中小軽減の対象となる方は、審査結果が出てからの契約締結となります。審査結果の有効期間は、**通知の日から90日間**です。この期間中に弊社との処理委託契約の締結が必要です。

お客様が、JESCO各事業所ごとに施設への入門を許可された収集運搬事業者の中から、収集運搬事業者を **決められ**、収集運搬委託契約を **直接締結** してください。

収集運搬事業者が決まりましたら、JESCO担当者まで収集運搬事業者名を御連絡下さい。



各事業所にPCB廃棄物を搬入できる収集運搬事業者については、下記URLをご覧ください。

(北九州事業所)

<http://www.jesconet.co.jp/facility/kitakyushu/acceptance/pdf/kitakyushuushuunlist.pdf>

(大阪事業所)

<http://www.jesconet.co.jp/facility/osaka/acceptance/pdf/osakashuungaisha.pdf>

(豊田事業所)

<http://www.jesconet.co.jp/facility/toyota/acceptance/pdf/toyotashuungaisha.pdf>

(東京事業所)

<http://www.jesconet.co.jp/facility/tokyo/acceptance/pdf/tokyoshuungaisha.pdf>

(北海道事業所)

<http://www.jesconet.co.jp/facility/hokkaido/acceptance/pdf/hokkaidoshuungaisha.pdf>